

# 工 事 概 要

東京都住宅供給公社

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 件 名  | 小金井本町住宅 (5-1~5-4、6-1~6-6、8-1~8-5号棟) 共用<br>灯、屋外灯及び駐車場灯改修工事 |
| 2. 工事場所 | 小金井本町4-7ほか  |
| 3. 工 期  | 契約日の日より 90 日間   |

## 4. 工事概要

本工事は、当住宅の既設共用灯、屋外灯及び駐車場灯を改修するものである。

建 物 概 要： 昭和37年度建設 RC造 5階建 15棟 530戸

施 工 戸 数： 全15棟、管理棟 530戸

屋外灯 4 6 基

駐車場灯 7 基

自転車置場灯 6 6 台

改 修 内 容：	1. 共用部分の照明器具の取替	一式
	2. 屋外灯、駐車場灯の取替	一式
	3. 塗装工事 (コンクリー柱・鋼管柱共)	一式
	4. その他上記に伴う諸工事	一式

※本工事は「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき施工をすること。

## 5. 注意事項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書 (電気設備) によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等 (クレーン付きトラック車含む) による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。重点点検工事における仮設足場の架け扱いは、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。(工事請負契約書約款第9条第3項の規定の場合を除く)
- 5) 工事完了確認書等の個人情報、盗難・紛失等も含め情報が漏洩することの無いよう適正に管理すること。なお、個人情報は現場仮設事務所及び車中で保管せず、自社事務所にて保管すること。

6) 重点点検工事とは、工事中に第三者に損害・被害を及ぼす危険性の高い工事をいう。

本工事は重点点検工事に該当しない。

7) 点検強化工事とは、足場仮設等の点検強化を図る工事として、重点点検工事以外の足場仮設等を伴う工事を言う。本工事は点検強化工事に該当しない。

8) 外壁仕上塗材等に、アスベストが含有されていることから、穿孔工事等を行う場合は「工事標準仕様書(建築)」及び「アスベスト含有仕上塗材の除去を伴う工事特記仕様書」に基づき適正に行うこと。なお、対策に必要な費用については、設計変更の対象とする。